

脱炭素先行地域事業マネジメント支援事業者選定 公募型プロポーザル実施要領

※ 本公募は、陸前高田市議会の議決による令和7年度当初予算の成立後、速やかに事業を開始することができるようにするため、予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものである。

このため、当初予算が成立した場合は、本公募型プロポーザル方式により特定した事業者と契約を行うこととするが、予算が成立しなかった場合には、契約を行うことができないため、十分に留意の上参加すること。

本要領は、陸前高田市が脱炭素先行地域計画を実施するにあたり、専門的な知識や技術、経験を生かし、本市と密に連携して計画の推進等を行うことができる事業マネジメント支援事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務名

脱炭素先行地域事業マネジメント支援業務

(2) 履行場所

陸前高田市内

(3) 業務内容

ア 脱炭素先行地域計画に記載された各種取り組み（以下、「関連事業」という。）の推進支援

イ 脱炭素先行地域計画の進捗管理支援

ウ 関連事業における技術及び費用の妥当性の評価支援

エ 共同提案者等による市への補助金交付申請書類等の受付及び一次審査

オ 市が行うステークホルダーとの各種調整の支援

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(5) 予算額

委託料の上限は、6,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 プロポーザルの目的

国が「2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%削減、2050年までに脱炭素社会の実現」を宣言し、令和3年6月に地域脱炭素ロードマップを示したことを受け、本市においても、脱炭素を通じて地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させるまちづくりを推進するため、第5回脱炭素先行地域への選定に向けて応募し、令和6年9月に選定されたところである。

本プロポーザルは、脱炭素先行地域計画を確実に実施するため、本市と密に連携し、本市が行う事業マネジメントの支援を行うことができる事業者を選定することを目的とする。

3 事業者選定方針

- (1) 本プロポーザルは、公募型プロポーザル方式にて、本要領により脱炭素先行地域事業マネジメント支援業務を委託するもの（以下、「委託業者」という。）を選定する。
- (2) 委託業者の選定にあたっては、脱炭素先行地域事業マネジメント支援事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において審査を行う。
- (3) 選定委員会は、参加希望者が提出した参加表明書、業務提案資料、参考見積書、プレゼンテーションの内容を審査し、本件業務の受託候補者としてふさわしい者を1者選定する。
- (4) 選定された受託候補者を随意契約の相手方として見積書徴取を行い、予定価格の範囲内での入札価格が提出された場合に契約の相手方とする。

4 プロポーザルの概要

- (1) プロポーザル実施スケジュール（予定）

ア 公示	令和7年2月26日（水）
イ 質問受付期限	令和7年3月5日（水）正午
ウ 質問回答公表	令和7年3月7日（金）
エ 参加表明書の提出期限	令和7年3月13日（木）午後5時
オ 審査資料の提出期限	令和7年3月21日（金）正午
カ 審査	令和7年3月26日（水）
キ 審査結果公表	令和7年3月28日（金）

- (2) 審査委員会

事業者の選定に係る審査は、審査委員会で行い、審査委員は下記の9名を予定している。

- ・ 副市長（審査委員長）
- ・ 総務部長
- ・ 市民協働部長
- ・ 地域振興部長
- ・ 地域振興部次長
- ・ 建設部長
- ・ 福祉部長
- ・ 教育次長
- ・ 防災局長

- (3) 担当部署

陸前高田市政策推進室脱炭素推進室脱炭素推進係

メールアドレス：datsutanso@city.rikuzentakata.iwate.jp

住所：〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字下和野100番地

電話：0192-54-2111（内線341）

- (4) 参加資格要件

下記の要件全てに該当する場合のみ、本プロポーザルに参加することができる。

ア 単体事業者又は複数の者で構成する企業グループによる提案であること。

- イ 岩手県内に単体事業者又は企業グループの構成企業の代表者の本店又は支店・営業所等があること。
- ウ 単体事業者又は企業グループの構成企業が、本プロポーザル公示日から起算して1年以内に国、岩手県又は陸前高田市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- エ 単体事業者又は企業グループの構成企業が銀行取引停止となっていないこと。
- オ 単体事業者又は企業グループの構成企業は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てをされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- カ 単体事業者又は企業グループの構成企業の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- キ 企業グループの構成企業が、単独又は他の企業グループの構成企業として、本業務に参加していないこと。
- ク 基本仕様書について業務遂行能力を有する者であること。

5 交付する図書の閲覧及び入手方法

(1) 交付する図書

- ア 実施要領
- イ 基本仕様書
- ウ 様式第1号：質問書
- エ 様式第2号：参加表明書
- オ 様式第3号：委任状
- カ 審査要領

(2) 閲覧場所及び図書の入手方法

陸前高田市公式ホームページ「<https://www.city.rikuzentakata.iwate.jp>」からダウンロードすること。郵便等による送付は行わない。

6 質問回答について

質問がある者は、下記のとおり質問書を提出すること。

(1) 質問書の提出

- ア 提出期限
令和7年3月5日（水）正午まで
- イ 提出先
4(3)のとおり

ウ 提出資料

資料	形式
① 質問書 ※ 質問事項は簡潔に記入すること。記入欄が足りない場合は、記入欄又は用紙を追加して作成すること。	様式第1号

エ 提出方法

質問書データ（ワード形式）を、電子メールに添付して提出すること。その際、メールの件名は「脱炭素先行地域事業マネジメント支援事業者選定 質問書」とし、ファイル名は「質問書_〇〇」（〇〇には事業所名）とすること。郵送、ファックス、電話、口頭等での質問は受け付けない。

(2) 回答方法

ア 回答日

令和7年3月7日（金）（予定）

イ 回答方法

陸前高田市公式ホームページ上に掲載する。

7 参加表明について

下記資料の提出をもって、参加表明とする。

(1) 資料の提出

ア 提出期限

令和7年3月13日（木） 午後5時

イ 提出先

4(3)のとおり

ウ 提出資料

資料	形式
① 参加表明書	様式第2号
② 委任状 ※企業グループで応募する場合のみ	様式第3号

エ 提出方法

参加表明書データ（PDF形式）を、電子メールに添付して提出すること。その際、メールの件名は「脱炭素先行地域事業マネジメント事業者選定 参加表明」とし、ファイル名は「参加表明_〇〇」（〇〇には事業所名）とすること。

(2) 通知

参加表明を受け付けた者には、提案者番号を、電子メールにて送付する。

(3) 辞退

参加表明書の提出後に、本公募への参加を辞退する場合には、令和7年3月21日（金）正午までに辞退の連絡をメールにて送付すること。

8 審査資料提出について

(1) 資料の提出

ア 提出期限

令和7年3月21日（金） 正午

イ 提出先

4(3)のとおり

ウ 提出資料

下記①、②、③について作成すること。なお、提案資料には、提案者を特定することが出来る内容の記述を記載してはならない。仮に記載されていた場合には、審査の対象外とする可能性がある。

資料	形式
① 業務提案資料 ・ 一つの PDF ファイルとし、ファイル名は「業務提案資料_〇〇」（〇〇には提案者番号を半角で記載）とすること。	A4 タテ 25 頁以内 自由形式
② 参考見積書	
③ 財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）	

エ 提出方法

資料①、②、③の3つの PDF ファイルを、電子メールに添付して提出すること。その際、メールの件名は「脱炭素先行地域事業マネジメント事業者選定 審査資料提出」とすること。

(2) 業務提案資料の作成方法

ア 記載事項

本実施要領及び基本仕様書の内容を踏まえ、下記(ア)～(エ)について記載すること。

(ア) 業務の実施方針について

本市の現状及び脱炭素先行地域計画並びに基本仕様書で定めた業務内容を踏まえ、確実かつ効果的に業務を遂行するための提案を行うこと。

(イ) 業務実施体制

a 実施体制について

業務実施体制を記載すること。その際、想定される役割分担及び配置人数を記載すること。

b 実施能力について

業務に関する事業者の知見や情報収集能力の有無について、経験等を踏まえ記載すること。

c 専門知識等

従事予定者の業務に関する専門知識やノウハウの有無について、経験等を踏まえ記載すること。

d 保有資格等

従事予定者の業務に有益な資格の有無及び資格名を記載すること。

(ウ) 業務の具体的な実施手順とその考え方について

業務の実施手順やその考え方について記載すること。

(エ) アピールポイント

業務内容に有益なアピールポイントを記載すること。

イ 留意事項

- (7) 業務提案資料の作成にあたっては、市 HP にて公開している「脱炭素と資源循環で実現する農林水産業振興～復興の先の創造的産業振興モデル～」を参照し、脱炭素先行地域における事業内容を把握したうえで行うこと。
- (i) 文字は読みやすい大きさとすること。
- (ii) 印刷範囲を考慮し、用紙の余白を5ミリ以上とること。
- (e) 提案資料全ての右上隅に、返信された参加表明受領書に記載されている提案者番号を記載すること。番号のフォントは12ポイントとすること。

(3) 参考見積書の作成方法

ア 記載事項

本業務で想定される業務料について、項目ごとに記載すること。

イ 留意事項

- (7) 文字は読みやすい大きさとすること。
- (i) 印刷範囲を考慮し、用紙の余白を5ミリ以上とること。
- (ii) 提案資料全ての右上隅に、返信された参加表明受領書に記載されている提案者番号を記載すること。番号のフォントは12ポイントとすること。

9 審査について

(1) 審査方法

- ア 提出された資料、プレゼンテーションを踏まえて審査要領による評価を行い、選定委員会で審査を行う。
- イ 審査は非公開で行う。
- ウ 審査の経緯及び結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

(2) プレゼンテーション

ア 開催日時・場所

- (7) 日時：令和7年3月26日（水） 午前9時00分（予定）（1者30分程度）
 - (i) 場所：陸前高田市役所3階 政策会議室
- ※詳細は、参加表明者に別途連絡する。

イ 留意事項

- (7) 提案者の説明は、提出した審査資料に基づき口頭で選定委員へ行うこと。
- (i) 追加資料の配布は認めない。
- (ii) 提出した資料に基づき、内容について説明を行うこと。
- (e) プレゼンテーションは非公開で行うが、記録のため、録音、写真の撮影等を行う場合がある。
- (f) 補足資料の提示に当たっては、減点対象とする。

(3) 審査結果の公表及び通知

- ア 審査結果は、令和7年3月28日（金）にHPで公表する予定としている。
- イ 審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

10 その他

- (1) 本プロポーザルに係る説明会は実施しない。
- (2) 本プロポーザルに係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出期限日以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルにおいて次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- ア 参加表明書または業務提案書（以下、「提出書類」という。）が、提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合
- イ 提出書類が、各作成要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
- ウ 提出書類に、記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- エ 提出書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- オ 提出書類に、許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- カ 提出書類に、虚偽の記載又は選定に影響を与えるような不備があったと認められる場合
- キ 委員会または事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（本要領に定める手続きは除く。）
- ク 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ケ 本市の審査の結果、参加資格がないと認められる場合
- コ 参加資格要件を満たさなくなった場合
- サ 本プロポーザルの参加に関し、不誠実な行為があったと認められる場合
- シ その他、本要領に違反すると認められた場合

(6) 提出書類の取り扱い

- ア 提出書類は、審査の目的以外で、無断で使用しない。ただし、プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。
- イ 提出されたプロポーザル等の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、契約の締結者の提出書類は、陸前高田市が必要とする範囲内において、無償で使用できることとする。
- ウ 提出書類は、必要な範囲内において複製することができるものとし、提案者の同意を得て、陸前高田市公式ホームページ等で公表することがある。
- エ 提出書類は、返却しないものとする。
- オ 提出書類は、陸前高田市情報公開条例（平成16年陸前高田市条例第10号）の規定に基づき、第三者に開示する場合がある。

(7) 参加表明者は、審査資料の提出をもって本説明書の記載内容を承諾したものとみなす。